機関名	勝央町
任命権者	勝央町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
勝央町における障害者雇用に関する課題	令和7年4月1日現在、障害者の雇用義務数に不足はないが、障害者である職員の退職等により、今後不足が生じることが予想されるため、障害者の採用が可能な職の洗い出しや、更なる体制の整備が必要となる。
目標	
①採用に関する目標	【障害者雇用義務数】（各年6月1日時点） 当該年6月1日時点において雇用義務数を下回らない。 （参考）令和7年6月1日時点の不足人数 ： 0人 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、面談等により定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1．障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務部参事を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講座を受講する。
2．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○職務整理表の活用や組織内アンケート等により、職務の選定及び創出について検討する。 ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4．その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。